

桓武朝初世の政治情勢

林 陸 朗

はじめに

桓武天皇は都城を平城京から長岡京、ついで平安京に遷し、また坂上田村麻呂らによる大規模な蝦夷経略を行った豪腕な専制君主として一般に知られている。奈良朝の宮廷では天武系の皇位継承を主流としたが、たび重なる政争の末に天武系の皇胤の断絶の危機に直面するにいたって、傍流たる天智系から既に六十余歳の大納言白壁王が擁立された。しかしこの光仁天皇のあと百済渡来系の高野新笠を生母とする山部親王には直ちに皇位は継承されず、曲折を経て山部はやっと三十七歳の中務卿在任中に立太子し得たのである。しかし即位したのはさらに六年後の天応元年（七八一）四月、四十五歳の時であった。

こうした尋常ではない経験を経て立太子・即位した桓武天皇であるが、この桓武が専制的な政権を樹立していく過程を、光仁末期の政情と即位直後の天応元年から翌二年（延暦元年）にかけての、二つの左降事件と一つのクーデター未遂事件を通じてみて行きたい。

一 光仁朝廷権力の状況

まず桓武政権出現の前提として、光仁朝廷における政治権力を鳥瞰しておきたい。

まず皇位継承の問題が存在した。奈良朝後期のうち数年間、称徳¹道鏡政権といわれる政治上特殊な時期があった。神護景雲四年（七七〇）八月、称徳女帝は皇嗣を決めないまま死去し、この時期は終わりを告げたが、このときまでに皇統の本流とされる天武系の男子はほとんど死没するか、臣籍に降下して「日嗣の位ついに絶えなんとす」といわれる危機的な状況を呈していた。こうしたなか左大臣藤原永手（北家）をトップとする重臣たちは「策を禁中に定め」「遺宣」と称して天智系の白壁王を皇嗣に擁立した。白壁王は天智天皇の孫、施基親王の子で生存する唯一の二世王であった。また注目すべきことは、聖武天皇の皇女井上内親王を妃としていて、その間に他戸王という男子をもうけていることである。つまり白壁王の冊立は女系ながら天武系からみても二世王として、草壁—文武—聖武に繋がるわけである。ただ白壁王はこのとき六十二歳の高齢でしかも現職の大納言の地位にあつたから、その点皇嗣としては異例中の異例であつたといふべきであろう。

皇太子に立つた白壁王は直ちに令旨を発して道鏡を下野国に追放し、二ヶ月後の十月即位して宝亀と改元した。光仁天皇である。即位祝賀の叙位第一として永手は正一位という最高の位階に上げられた。翌十一月、妃井上内親王を皇后に立て、二年正月には皇子の他戸親王を皇太子と定めた。この辺は「定策禁中」の想定とおりであつたろう。

ところが間もない翌三年三月、井上皇后は厭魅大逆のことに坐して廃后とされ、ついで五月他戸親王はその所生であることを理由に皇太子の地位を追われた。この事件は後に怨霊とからんで関係記録が廃棄されたと見られる²。そのため事件の実態は不詳というしかないが、他戸親王のあと代つて立太子したのは同じ光仁の皇子で他戸とは異腹の山部親王であつた。

ここで少し振り返ってみる。山部は白壁王がまだ皇太子になる以前の天平九年（七三七）に百済系渡来人の女性高野新笠（旧姓和史）との間に儲けた第一皇子である。山部は父光仁が即位した宝亀元年（七七〇）にはすでに三十四歳であつて当然官仕しており、大学頭をへて八月に従四位下侍従に任じ、二年三月には中務卿に任じていた。これに対して皇太子となつた他戸は山部よりは³若かつたと見られる。しかしその生母でいえば、聖武の皇女と渡来人の娘とは身分的に比べものにならないばかりでなく、前述のように天武系の皇女であることが非常に重要だったのである。

従って山部の立太子は尋常では困難な状況であった。しかし桓武の即位後の治績などから見て山部はかなり積極的な性格の、いわゆる英邁な人物であったと思われるから、この点からも一部の貴族・官人の間で期待された存在であったかと思われる。白壁が六十二歳の高齢で、しかも現職の大納言であるということなどは皇嗣としてのマイナー・ポイントであったと思われるにもかかわらず、逆にそれ故に後継者としての山部を意識してそれに期待をよせる人があつて不思議ではない。そのうちの有力な人物は藤原良継である。

太政官上層部の人事の変化については、このあと述べるが、二年三月、内臣に任じた良継は宮廷の内外に精通していたものと思われるが、その娘乙牟漏を山部の妃に納れていることに注目される。乙牟漏はのち桓武の皇后に立てられているが、その長子安殿親王の誕生が宝亀五年八月であることから、その前年の四年には妃になっていたと思われる、この点から乙牟漏は四年正月の立太子前後に入内したものと見られる。このことによっても良継は山部の立太子を積極的に推進したであろうことがわかる。

ここで光仁朝の太政官上層部の人的推移を見てゆきたい。冒頭触れたように、神護景雲四年（七七〇）八月、称徳女帝が皇嗣を決めないまま死去した直後、左大臣藤原永手ら重臣らは「策を禁中に定め」「遺宣」と称して白壁王を皇嗣に擁立した。このときの重臣六人は永手のほか右大臣の吉備真備、参議の藤原良継（前名宿奈麻呂）（式家）・藤原縄麻呂（北家）・石上宅嗣の四人と近衛大将藤原蔵下麻呂（式家）を加えた六人であった。このほか『日本紀略』に「百川伝」をひいて藤原百川が永手・良継とともに偽詔をつくったとするが、『続日本紀』では「定策禁中」の重臣六人に入っていない。参考程度にとどめる。おそらくこれら関係者にはこのとき既に井上皇后・他戸皇太子とのセットが意識されたことであろう。そしてそこまでは脚本とおりますすめられたと見られる。

ところがまず立太子の翌二月己酉（二十二日）に首班である藤原永手が病没したことが大きかった。天皇は痛く嘆き悲しみ他に類例を見ない追悼の宣命を二度も発し、功績をたたえその死を悼んだ。またこれより以前に右大臣吉備真備が致仕していた。真備は七十八歳の高齢で二度目の上表であつて勅許された。ここに左右大臣を一挙に失つたわけである。

真備の辞任、永手の死没後、新しく編成された太政官の上層部の構成は、左大臣は欠けたままで右大臣に大納言の大中臣清麻呂が昇格し、ついで内臣を新設して藤原良継をこれに任じ、大納言には参議の文室大市と藤原魚名（北家）の二人を当てた。新たに設置された内臣は房前の前例があるが、房前の場合は皇位継承に関係する内廷の臣としてであつたが、今回は大臣の下、大納言の上に位置する太政官のメンバーであつた。首班の右大臣大中臣清麻呂は祭祀を司る家柄で朝儀国典に詳しい朝廷の古老として天皇が信頼を寄せる人物であつたが、政権を運営

したのはむしろ良継であり、彼はその伝に「政を専らにし志を得て昇降自由なり」と評される人物であって、永手の後の政局をリードしたとみられる。さらにこの良継の弟の蔵下麻呂が参議近衛大将であり、先に触れた百川も良継のもうひとりの弟であり十一月に参議として加わった。百川は天皇の「腹心」といわれ、「内外の機務あずかり知らざるることなし」と評される人物であった。そして廃后・廃太子の翌四年正月に新しい皇太子として山部親王が立てられた。要するに皇太子を他戸親王から山部親王に代えたということである。

ところで廃后・廃太子のことはこれで落着いたわけではなかった。山部が立太子した四年の九月、天皇の姉難波内親王が死去したが、これは井上内親王の厭魅によるものであるとして井上・他戸の母子は大和国宇智郡の没官の宅に幽閉されたのである。やがて六年四月にいたって母子が同時に死去したということである。その真偽のほどは図りたいが、毒殺などの可能性が濃いというべきであろう。井上はこれまで厭魅のことを繰り返して行っていたとされ、その技法の持ち主であるとするが幽閉してもなお不安だったのかもしれない。

八年正月、良継は内臣から内大臣となり、右大臣大中臣清麻呂と並んだが、その年九月に死去し、「專政」といわれる良継政権は終わりを告げた。この年の暮れから翌九年にかけて山部皇太子は病に伏し、井上内親王の怨霊の祟りと考えられ、朝廷はそのため内親王の墓を改葬したり、諸社に奉幣、祈念したりした。九年正月朔は皇太子の病のため廃朝となった。三月庚午（二十四日）の勅によると、皇太子は病に沈んで数ヶ月となり、医療を加えても平癒しない、とある。

良継のあと台閣を率いたのは藤原魚名である。魚名については後にあらためて取り上げるが、北家房前の子で宝龜のはじめ中納言を経ずに正三位大納言となった光仁の寵臣のひとりである。九年三月には良継の後を襲うように内臣となり、翌十年正月には内大臣に昇格した。この頃には皇太子の病は平癒しらしく十月には宿禰の報謝として伊勢神宮に親拝しているのは全快を示すものであろう。七月には逆に皇太子のことを心配していた藤原百川が死去している。廃后・廃太子の怨霊の祟りのように書かれている史料もある。

このとき皇太子山部親王は四十二歳の壮年であった。皇太子の位置は七世紀においては聖徳太子・中大兄皇子のように執政としての性格があったとされるが、律令では天皇不在のときの皇太子監国制を除いて政治的な権限についての規定はなく、実態としても明らかではないが、かつて聖武天皇の皇太子（首皇子）時代の養老三年（七一九）六月「皇太子初めて朝政を聴く」という記事があり、成人した皇太子が朝政に参加するさまを窺うことが出来るが、他に参考になる例はない。しかしすでに年齢といい、経験、実力を推察しても山部皇太子が朝政に無関係だったとはいえず、ことに少なくとも病が癒えたという十年ごろには政治に影響を与える立場にあったことが考えられる。たとえば即位直

後に発した員外官の廃止政策や国郡司の取締りの政令などは光仁朝から桓武朝に継続性のある政策であり、また十年前後から特に厳しくなった蝦夷対策は具体的な征夷軍にたいする制勅の生き生きした文言を見ても延暦期のそれと通ずるものがあり、山部皇太子の担当であったことが推測される。

宝亀十二年（七八一）正月朔、元を改めて天応元年とした。改元の宣命によると、伊勢齋宮に美雲が現れ大瑞に叶うものである、ということが理由とされている。いわゆる祥瑞改元である。ところがこの年は暦によると干支は辛酉にあたっており、さらに「正月辛酉朔」とあって、正月一日もまた辛酉に当たるといって天命が革まるほどの大事件が起こるとされておられ、元号「天応」は改元の詔に「天より之に応ず」とある。国の政治思想では辛酉革命といって天命が革まるほどの大事件が起こるとされておられ、元号「天応」は改元の詔に「天より之に応ず」とあるのは『易経』『礼記』などに見える天人感応の思想に基づく成語とみられるであろう。

ところが暦の原理などから見ると、この年の正月朔が辛酉というのは自然のめぐり合わせではなく作爲的なものであることが明らかなのである。内田正男『日本暦日原典』では、天応元年（辛酉）の正月朔は「計算では庚申であるが、続日本紀には辛酉朔とある」と見える。これは前年の宝亀十一年十二月は暦の原則からすれば小の月であるのを進朔を操作して大の月とすることによって、翌年（宝亀十二年）天応元年の正月朔を辛酉になるように改めたという人為的改暦が行われているのである。⁽⁴⁾

このことを暦の造暦・頒暦の過程から見ると、まず暦博士は来年の暦本を作って天皇用の御暦は八月一日、諸司に頒布する頒暦は六月二十一日までに陰陽寮に提出する。陰陽寮はこれを十一月朔日に中務省にすすめ、省はこれを奏聞したのち内外諸司に頒布することになった。⁽⁵⁾ すなわちこの規定によれば、宝亀十二年の正月朔を辛酉とすることは、前年たる同十一年の十二月を大の月とする暦が遅くともその前年たる宝亀十年の六月までには出来ていなければならないわけで、逆にいうと宝亀十年の段階で十二年正月朔が辛酉であることが決められていたはずである。

宝亀十年といえは藤原良継はすでに亡く、魚名が内大臣に昇った年である。皇太子山部はすでに四十三歳であって、三十七歳で皇太子に立ってから既に五年を経ている。高齢の天皇に成人の皇太子の取り合わせにも拘らず、皇位の移譲はなかなかすすきりとは行われなかったのである。それには何らかの支障があったからと思われる。以下は推測であるが、生母の身分のことがあったであろうが、それを含めて朝廷内では不調和音、葛藤などの権力争いが予測されることである。先述の辛酉年正月朔の暦の上の仕掛けは山部即位を待望する派の意向によつ

たもので例えば百川（当時参議）の主導が考えられるが、その百川も宝龜十年七月に没し、「百川の薨後、相繼いで事をを用う」といわれる中納言藤原繩麻呂（南家）もまもなくその年十二月に死没した。これに対して正月朔の辛酉を無視して祥瑞改元の詔を発した光仁天皇には寵臣の魚名（当時内大臣）が存在していた。

天応に改元された直後に魚名は従二位から正二位に昇った。内廷では二月に入って天皇の皇女能登内親王が没し、天皇は懇篤な追悼の宣命を下したが、翌三月には後宮を差配する尚侍兼尚蔵の大野仲智が死去した。仲智は將軍として知られる大野東人の娘で先の左大臣永手の妻である。相次ぐ悲嘆のなかで天皇は病床に伏した。病は一ヶ月以上になり、医療を加えてもその効験がないといわれた。此処に至って四月辛卯（三日）やっと皇位を退いて山部皇太子に譲る宣命を下した。⁽⁶⁾ 時に光仁七十三歳、山部四十五歳であった。翌日山部の弟早良親王を皇太子に立てた。光仁の意図するところであろう。山部は十五日あらためて大極殿に即位の儀を行った。桓武天皇である。

光仁太上天皇はこの年十二月丁未（二十三日）没した。延暦という新年号を立てたのは服喪を終えた翌年八月のことである。

二 藤原浜成の左降をめぐって

天応元年四月辛卯（三日）の讓位・即位は後世でいう踐祚の儀であって、桓武の即位の宣命は同月癸卯（十五日）に発せられた。つづいて叙位があつたが、間をおかず百官任官に先立つて参議従三位藤原浜成（京家）を大宰帥に任ずるといふひとりだけの任官儀が行われた。大宰帥は従三位相当の官であるからあながち左遷とはいえないが、赴任する間もなく六月癸卯（十六日）驚くべき勅が発せられた。「大宰帥藤原浜成を降して員外帥と為す」というのである。このときの大式佐伯今毛人に宛てた勅では「浜成は歴る所の職、善政聞こゆることなし。……若し懲らしめ肅しましめずんば何ぞ後効を得ん」と、懲罰的な左遷であることを表明しているのである。

いったい浜成の経歴はどういうものであろうか。『統紀』延暦九年二月乙酉（十八日）条にある浜成の薨伝はきわめて簡単なもので「宰輔の胤をもつて職を内外に歴れども所在に績なくして吏民これをうれふ」と同じ趣旨のことがみえる。

浜成は藤原不比等の孫、いわゆる京家といわれる麻呂の子である。はじめ名を浜足とあった。天平勝宝三年（七五一）に従五位下に叙爵しているがその後暫くこれという動きはなく、天平宝字八年（七六四）九月仲麻呂の乱の鎮定直後の宣命のあと密告者である和氣王、鈴印争奪

で功績があった山村王について浜足（浜成）は従五位上から正五位下に叙位せられ、また翌十月庚午（七日）再び他の有功者とともに従四位下を授かつており、さらに翌年正月の叙勲では勲四等に叙せられている。その具体的な功績についての記述はないが、この大きな昇叙は乱の鎮定にかなりの功績あったと認められたことを示している。

ところがその後の道鏡政権下の称徳朝では、宝亀二年（七七二）まで六年間の壮年期に叙位・任官の記事すらないのである。その間隠棲生活をしていいたのではないかと思われるほどである。ところが光仁朝にはいると、まず宝亀二年閏三月に従四位下で刑部卿に任ぜられ、直ぐに従四位上に昇任し、翌三年四月拔んでられて参議に列し十一月大藏卿になった。この時期の叙任の状況などから見ると白壁Ⅱ光仁天皇の即位を支持した派であったのかもしれない。参議になってまもなく名を浜足から浜成に改めた。光仁朝ではさらに宝亀五年（七七四）正月に正四位下、翌六年三月に正四位上、その翌七年正月には従三位にと毎年昇任するといういわば順風満帆という状況だったのであり、ここからは歴る所の職、所在に績なし、という痕跡は全く認められない。むしろこれらは次に述べる関係などから光仁天皇との親しい関係に注目しなければならぬ。

ここで浜成の著作として知られている『歌経標式』を取り上げよう。浜成の文事については前記『統紀』の薨伝に「ほぼ群書に渉る」とするだけで具体的ではないが、この短い表記だけでも文筆に優れていたことが想像される。『歌経標式』は和歌についての最古の歌論書とされ、〈浜成式〉ともよばれて後世和歌の世界で珍重されたという。序に「近代の歌人、歌句に長けたりといえども、音韻を知らず、他の悦懌を含まむとも猶病を知ることなきが如し」と近頃の和歌は音韻と歌病（欠陥）のことを知らない、と批判している。また和歌には歌病が七種あるといい、例歌をあげて説いている。例歌は三十首をこえ『万葉集』収載歌と酷似の歌があることから、その関係が問題とされるが、なかには編者の自作の歌もある。総じてこの書は漢詩の文字や韻などの論を形式的に和歌に流用するという弊があるが、論は対句や比喻のような修辭に及んでいて最古の歌学書とされている。

さてこの書は巻末の記によると光仁天皇の「制」（勅令）によつて撰述したものである。日付は序文末に宝亀三年（七七二）五月七日とあるが、巻末の謹上の日付は同年五月二十五日としていて、ここに十八日の差がある。この差は光仁の「制」によつて浜成が内容に手を加えて再提出した結果であろうという。^(?)これによると完成まで浜成と光仁とは親しく交流していることが想像されるわけである。

ところがこの書の撰上の時期には宮廷では大事件が起こっていた。それは前述した廃后・廢太子の事件であるが、宝亀三年三月二日に井上

皇后の廃后のことが宣せられたが、浜成（浜足）はその翌四月二十日に参議に列している。そして五月には『歌経標式』撰上のことで浜成と光仁との親密なやり取りが行われており、二十五日に撰上しているが、その直後の二十七日には他戸皇太子の廃太子事件が起こったのである。そしてやがて翌四年正月二日に山部親王の立太子となる。こうした宮廷内の推移と浜成の管為との関連はどのように考えられるであろうか。いくつかの見方があるが、私はこれら宮廷の不穏な一連の動きに対して浜成は全くなすことなく蚊帳の外であって、ただただ光仁天皇の信任にぶら下がっていただけだったのではないかと想像する。「歴るところの職、善政聞こゆることなし」という桓武の勅はそうした立場での偏向した評価だったのである。浜成は実務派の桓武にとつては無益・有害の存在だったのであろう。

浜成の左降の件にはつづきがある。翌延暦元年閏正月水上川継の事件が起こる。詳細はつぎに譲るが、宮廷を揺り動かし了謀反未遂事件である。

この事件の首謀者とされる川継の妻が浜成の娘だったというのである。そこで浜成は「思うに与党たらん」として員外帥で兼帯のままだった参議と侍従の地位を外され、以後員外帥として配所の生活を送ることとなり、八年ののち延暦九年二月にその地で没した。

このように藤原浜成という公卿は光仁天皇の信任をえて高い地位にのぼったが、その退位とともにその地位は崩壊した。これは浜成の政策や政治姿勢などに原因があったわけではなく、もっぱら文事に関して光仁との親交があり、信任を得て保持されていたことによるものであって、実務派の桓武にとつては無能の政治家と貶められたと考えられる。

浜成の左降の件はこうした性格のものであったから後に述べる藤原魚名の件とは違って家族縁者などに累を及ぼすものではなかった。因みに浜成の子息としては継彦と大継の二人が知られているが、二人とも浜成の左降の件に連坐した形跡はない。継彦は翌年散位従五位下ときの水上川継の事件に連坐し、まもなく許されて復位して刑部卿従三位になっている。大継は従四位下であつてその娘河子が桓武の女御として仲野親王ほか四皇女の生母になったことで知られており、いずれも父浜成の左降とは無縁のように思われる。

三 水上川継事件の注目点

浜成が員外帥に降された一週間後の庚戌（二十三日）右大臣の大中臣清麻呂が上表して辞任した。その翌日辛亥（二十四日）大納言石上宅

嗣が死去した。宅嗣の死去が翌日だったのは偶然であろうが、ここに一挙に太政官の最上層を失うこととなった。そこで甲寅（二十八日）新人事として藤原魚名を左大臣兼大宰帥に、同田麻呂を大納言兼近衛大将に任じた。これは桓武即位最初の新人事であって、その意義についてはあらためて後述する。

退位した光仁太上天皇は病床にあり、十二月丁未（二十三日）に死去した。翌天応二年（延暦元年・七八二）の正月は廃朝、この年は閏年で翌月は閏正月であった。その甲午（十一日）『統紀』では甲子とするが誤り）氷上川継のクーデター計画が発覚した。

氷上川継事件の概要は『統紀』によれば凡そ次のようなものである。はじめ氷上川継の資人大和乙人が兵仗を帯びて宮中に闖入したのが逮捕され、尋問の結果、川継が衆をあつめて朝廷を傾けようとする陰謀が発覚したという。川継は逃走し、朝廷は三関を固め、京畿七道に命じて搜索した結果大和国葛上郡で逮捕された。その罪は謀反として当然死罪のはずであったが、太上天皇の諒闇中であるからとして死一等を免じて伊豆三島に流罪となった。その妻藤原法菴もこれに従い、母不破内親王と川継の姉妹は淡路に移配された。また与党とされた山上船主は隠岐介に、三方王は日向介に左遷された。また前に触れたように大宰員外帥藤原浜成はその娘法菴が川継の妻であったことから川継の与党であろうとされて兼帯していた参議と侍従の職を解かれた。そのほか左大弁大伴家持・右衛士督坂上苅田麻呂・散位伊勢老人・同大原美氣・同藤原継彦の五人が川継の与党とされ、職事の二人は解任され、散位は京外に追放された。これ以外の六位以下の姻戚・知友の者三十五人も同じく京外に追放された。以上が『統紀』に記された川継事件の概要であるが、事件から二ヶ月ほど後に三方王・山上船主それに三方王の妻弓削女王が共謀して天皇を厭魅したということが明らかにされそれぞれ配流に処せられているが、これは別の事件ではなく川継事件の捜査が進む中で明らかになってきたことであろう。

さてこの事件はまず不破内親王の二度目の謀反とされている点に注目される。不破内親王は聖武天皇の皇女であり、かの廃后となった井上内親王の同母姉妹である。この不破内親王は新田部親王の子塩焼王に嫁いでいた。塩焼王は橘奈良麻呂の変のあと天平宝字二年（七五八）氷上真人の姓を賜って臣籍に降下して氏を立てたのであるが、それでも天武系が主流であった奈良朝宮廷では由緒の正しい有力な家系であった。聖武天皇の没後、皇太子であった道祖王が廃された際、塩焼王は兄弟として後継の有力候補者となった。このときは王籍にあったが、のち臣籍に降下後の氷上塩焼も押勝の乱に偽帝に立てられているほどであって、これらは有力皇胤としての一端を示すものである。そして王の没後はその子息が主役となった。

この水上家は塩焼の没後、子息に継がれた。水上家がまた史上に登場したのは、称徳_二道鏡政権下の神護景雲三年（七六九）五月のことである。このときは不破内親王が亡き塩焼王の子息水上志計志麻呂を皇位に就けようと県犬養姉女ら女官らと謀って称徳女帝を厭魅したというのである。これは露見して不破内親王は厨真人厨女、県犬養姉女は犬部姉女と名を貶され、死一等を免じて遠流に処せられ、志計志麻呂も土左に配流された。その後光仁朝の宝龜三年（七七二）十二月厨女は内親王の属籍を復され、翌年もこの位に復している。志計志麻呂については何故かこのあとと見るところがない。

さてこの事件で母不破内親王とともに処罰された水上志計志麻呂は延暦元年の事件の川継とは同一人物ではないかという疑いが生じる。志計志麻呂の「志計志」という語は「蕪、穢也、荒也、志介志」（『新撰字鏡』）の意であるから、それを名前に付けるのは侮蔑的な意味があり、この厭魅事件についての『続日本紀』の記述では最初から罪によって改名させられた名前前で記述されているのではなからうか。これ以前に志計志麻呂に当たる人物の記述はなく、またこのあとにもこの名は見えず、十年後の宝龜十年正月に無位から従五位下に叙せられた川継の名の初見がある。遠流に処せられた志計志麻呂は母不破内親王の復籍にともなって罪を許され、川継の名に戻ったと考えることが出来るのではないか。

志計志麻呂と川継とが同一人物であるとする、神護景雲三年の件も延暦元年の件も共に不破内親王と川継（志計志麻呂）の母子を中心とした謀反事件となる。『続日本紀』の記事が簡単に全貌を把握しにくい、前件の場合は不破内親王と県犬養姉女が主体となって称徳女帝を呪詛した厭魅事件とされているのに対して、後件は川継が主体となって政界の一部を巻き込んで起こした武力クーデターの未遂事件ということが窺われ、また厭魅事件としての性格もあつたとみられる。それは二カ月後に明らかになった乗輿を厭魅したという謀反事件の主謀者が川継の与党とされた人物と重なる点から推測されるのであるが、なかでも山上船主は陰陽頭や天文博士としてその道の著名な人物であり、また内親王自身も前件のことがあるので再度の厭魅とされ、先に廃后とされた姉妹の井上内親王と同様に厭魅の仕法を身につけていたと見られていたのである。

連坐した五位以上の五人のうち早くも五月に坂上苜田麻呂はもとの右衛士督、大伴家持は新しい春宮大夫に任ぜられており、散位の三人も間もなく免ぜられ、また六位以下の姻戚や知友の人たちも京外追放を免ぜられたものと思われる。主犯で流罪となった川継については延暦十五年（七九六）流人としての課役が免ぜられ、同二十四年桓武不予による恩赦で赦免された。翌年従五位下の官人に復している。その母不破

内親王は同十四年に配流地の淡路から和泉に移されているがその後については記事がない。死去したのであろうか。

この事件は事が重大であり、殊に二度めのことでもあつて罪は極刑に当たるとみられるが、実際はそれほど重い刑罰としては扱われてはいない。主犯の川継や不破内親王は配流とされたが、前件のような貶名などのことはなくやがて許され、連坐は姻戚・知友などかなり広範囲に及んでいるが罪は短期間で赦免されているのである。これを如何に評価するかは議論の余地があるが、ひとりの下級官人の自白から政権側に拡大して利用されて、かつての神護景雲四年の厭魅事件や氷上家の暗い部分が想起されて利用されたという性格があるのではないだろうか。

氷上川継は天武系としてほとんど唯一皇胤を主張できる立場にあつた。その祖父新田部親王は天武の皇子として舍人親王とともに奈良朝では皇親の重鎮であつた上に生母が聖武天皇の皇女であつたことはこの時期並ぶものない皇統上の地位にあつたといつてよい。このような環境のなかで桓武天皇としてはそうした川継とその党を再生不能なまでに叩いて置くことが重要だつたのではないか。それが氷上川継事件の本質だつたのであろう。

四 藤原魚名左降の問題

最後に氷上川継事件の半年後に起こつた左大臣藤原魚名の左降問題を取り上げることになつた。

藤原魚名は北家房前の五男（永手・真植らの弟）、天平二十年（七四八）従五位下叙爵、ときに二十八歳。累進して神護景雲二年（七六八）二月従三位で参議に任ぜられ、光仁朝の宝龜二年（七七二）三月正三位で中納言を超えて大納言に任ぜられ、清麻呂・良繼につぐ存在となつた。

同八年三月、魚名の曹司に行幸があつた。曹司とは役所のことここでは家政を行う家令の政所のことであろう。そこで子息の末茂や楽を奏した楽師に叙位、従う官人たちに賜物のことがあつた。魚名の信任されているさまが推察される。九月内大臣藤原良繼が没すると魚名はそれを追うように翌九年三月内臣に任ぜられ、同月忠臣と改称されたが、翌十年正月内大臣に昇格し、近衛大将・大宰帥の兼任はもとの如し、とある。

同十二年は天応元年と改元されたが、その四月に光仁禅譲して桓武が即位し、その直後、前述のように藤原浜成が大宰帥に任ぜられてい

る。ということはそのときは既に魚名の大宰帥兼任は解かれていたことを意味する。つづいて六月十六日浜成は員外帥に左遷されたが、十日後の二十七日、魚名は右大臣を超えて左大臣に任ぜられると同時に、空席になった大宰帥を再び兼任することになった。この二ヶ月の奇怪な大宰帥をめぐる異動はいかに理解すべきであろうか。

さて魚名が左大臣に任ぜられたのは、天応元年（七八一）即位した桓武天皇の新人事である。即ち六月庚戌（二十三日）右大臣大中臣清麻呂が上表して辞任し、翌辛亥（二十四日）大納言石上宅嗣が死去した。そこで同月甲寅（二十七日）太政官上層部の新人事として、前述のように魚名が右大臣を飛び越して左大臣に昇任し大宰帥を兼ね、ついで藤原田麻呂を大納言兼近衛大将に任じ、藤原是公を参議のまま（九月戊午に任中納言）式部卿兼中衛大将に任じたのである（ほかに藤原継繩が中納言に留任、藤原小黒麻呂ら七人が参議留任）。大納言の田麻呂が兼帯した近衛大将は先に触れたように魚名が前に大宰帥と共に兼任していた職であるが、これを田麻呂に充てた。田麻呂という人はこれまで左虎賁督（左兵衛督）・外衛大将・左衛士督などを歴任したいわば武官系の人間なので近衛大将に任ずるのは筋ではあるが、結果として魚名から取り上げて充てたことになる。そしてもと魚名が兼任していた大宰帥と近衛大将を魚名と田麻呂の二人に分けて兼任させたのは均衡の形に見える。しかし魚名の兼帯の官が近衛大将でなく、大宰帥だったことが実は問題なのである。あとから思うと左大臣への超任の代りに近衛大将の兼任が奪われた、というようなものである。

翌延暦元年六月乙丑（十四日）「左大臣兼大宰帥藤原魚名、事に坐せられて大臣を免ず」とあり、同時にその子息鷹取は石見介に、末茂は土佐介に左遷され、三男の真鷲は父に従って（任地大宰府に）赴かせた、とある。通常太政官の高官の大宰帥兼任ならば大宰府には赴任しないのであってその例は多いが、このセットで左大臣を外されると大宰府赴任ということになるであろう。俗にいう梯子が外されたとはこのことであろう。こうした仕組みは実は桓武の天応元年の新人事のように既に魚名を貶降する伏線として敷かれていたわけである。桓武が即位直後の新人事で手をつけたということは魚名を憎む気持ちの根が深いことを推察させる。魚名は専制を志向する桓武との権力争いにあえなく敗れたのである。

魚名は大宰府に赴任すべく京を下ったが攝津に到って病気を発し、先に進めなかつたので勅して別宅での療養が許され、翌年五月帰京が許されて親族に託され、子息鷹取・末茂も入京を得たが、魚名は七月京で死去した、という。天皇は詔を発して魚名の先祖の忠義・功労を称え、魚名の罪を免じて本官を贈り、先に触れたように「去る延暦元年六月十四日降す所の詔勅官符の類は悉く焼却すべし」と命じたのであ

る。これは怨霊を怖れての処置であるが、そのため事の本質は不明となってしまうのである。

最後に魚名没後の太政官上層の人事状況を見ておこう。魚名のあとは大納言の田麻呂が右大臣となり、大納言には是公が昇任した。しかし田麻呂はまもなく翌二年三月に死去した。右大臣在任わずか九ヶ月であった。田麻呂のあとには是公が玉突きのように右大臣に昇り太政官を率いることになったのである。

藤原是公は南家武智麻呂の孫で、「時務に曉習して、割断するに滞ることなし」と評される政務に長けた人物であったが諸官を歴任した中でこのさい注目すべきは、宝亀四年（七七三）他戸にかわって山部が皇太子になったときの新しい東宮坊の長官たる春宮大夫に任じたことである。そのあと同五年には参議に列し、同八年には左大臣を兼ねたが春宮大夫はそのまま、山部の即位まで継続してその地位にあった。その間、娘の吉子を皇太子の妃にいれ、即位すると夫人となった。桓武は吉子の生んだ伊予親王をことのほか寵愛し、のちしばしばその第に行幸があったことが知られている。

このようなことから是公は桓武の信任が篤かったものと思われるが、延暦八年（七八九）九月没するまで右大臣の地位にとどまった。その後は「謙恭自ら守る」といわれた藤原継縄（南家）が、ついで同じく「恭謙」「淡若」と評された桓武の従兄弟の神王が太政官を率いた。いづれも右大臣であって、桓武は生涯二度と左大臣を置かず、右大臣にこれらの人を配して太政官を抑え、また実務家の中納言などを使って権臣の存在を許さなかったのである。

おわりに

律令制政治の基調は専制的な権力を志向する天皇の立場と氏族制の原理に基づいてこれを制御しようとする貴族とのせめぎ合いであったといわれる。⁽¹⁰⁾ こうしたことをふまえて振り返ると、光仁朝末期においてはやや複雑であるが、すでに専制を志向する皇太子山部の政治的な台頭があった。皇統の傍流から出て身を官人社会においた山部（桓武）は永い雌伏の時代に権力への志向を強め、暗雲の立ち込める宮廷を駆け上った。⁽¹¹⁾

玉座に就くとまず先帝の寵臣を「役立たずの佞臣」として西陲に追いやったのを手はじめに、太政官のトップ左大臣魚名と確執のちこれ

も西海に左遷した。また天武系皇孫のうち唯一皇嗣を主張する水上家に鉄槌を下し、その取り巻きをも震撼たらしめた。こうして桓武は初世において各種反抗勢力の根を絶ち専制体制を立ち上げたのである。

〔注〕

- (1) 『続日本紀』宝龜二年二月己酉(二十二日) 条藤原永手薨伝。以下「」内は特別断らない限り『続日本紀』本文の引用(以下『続紀』と略称)。
- (2) 例えば宝龜三年三月癸未(二日)の廃後の宣命は簡単なもので皇后のことについては何ら触れることはなく本文においても不十分であって、これは他の場合行われていた怨霊の回避をめざす記録の廃棄または『続紀』編纂時における削除などの可能性がある。
- (3) 他戸親王の年齢は正確には不明。「二代要記」では第四皇子で宝龜二年立太子のとき十一歳とし、「水鏡」でも同三年死没のとき十二歳とするが、角田文衛氏はこれを誤りとし天平勝宝三年(七五二)の生まれとする(『宝龜三年の廃后廃太子事件』△『律令国家の展開』所収)、近年倉本一宏氏もこれに同調しているが(『奈良朝の政変劇』吉川弘文館)その根拠は確かではない。いづれにしても山部親王より若年であることには相違ない。
- (4) 内田正男『日本暦日原典』「暦日編」、湯浅吉美『日本暦日便覧』下、細井浩志『日本古代の改暦の政治制度史的 연구』(『九州史学』一三一号)、清水みき「桓武朝における遷都の論理」(門脇禎二編『日本古代国家の展開』上)、拙稿「元号『天応』『延暦』について」(『国学院短期大学紀要』第二十卷)などに説明がある。
- (5) 『令義解』雜令造曆条および『延喜式』陰陽寮式。
- (6) 光仁は何故に此処にいたるまで皇太子への讓位を伸ばしていたのか、について中川取氏は山辺の病もさることながら、やはり立太子以来の情勢の不安定さを懸念したからで必ずしも辛酉年を待っていたわけではあるまいとされた(『左大臣藤原魚名の左降事件』『国学院雑誌』八十一一)。勿論政局の不安定さということではあるが、私の推測によると、良繼・百川の死没により政局の中心は魚名に移り辛酉年待望論は影が薄くなった。天応改元は詔勅では祥瑞改元とされて辛酉は無視されたのはそうした背景によるものであるが、この間、下文でも述べるように山辺皇太子が政治的に台頭し魚名とせめぎあいとなった。一方光仁天皇の病は進み山辺皇太子への讓位となった、ということである。
- (7) 佐藤信「藤原浜成とその時代」(沖森卓也ほか『歌経標式・注釈と研究』所収)
- (8) 例えば山口博氏は「歌経標式」の撰述は光仁や浜成にとって保身の策としての遊樂の精神の表現であり、韜晦的意味をもったとされるが(『王朝歌壇の研究』桓武・仁明・光孝編)、佐藤信氏は積極的に和歌の文運隆昌によって政治的安定を強く希求する「文章経国」的立場を考えている(注7)。なお拙稿「藤原浜成―左遷された学者公卿―」(拙著『奈良朝人物伝』思文閣出版刊所収) 参照。
- (9) この事件は基本的には桓武即位をめぐる藤原式家と同京家等との権力闘争であるとし、告白した下級官人の行動が不可解であり、川繼が何の抵抗もしていないなどの点から川繼の陰謀それ自体を疑う説がある(阿部猛『平安前期政治史の研究』)。この事件を式・京両家等の対立に帰納することには従えない。また事件の経過が簡単なのは基本史料が桓武朝成立の官撰国史の記事だからである。
- (10) 早川庄八「上卿制の成立と議政官組織」(同『日本古代官僚制の研究』所収)。
- (11) この時期の政局を藤原氏の南北式京四家の覇権争いのように説明することが早くから行われているが、それは側面観であり、大局的には北家独占

に移行する一つの経過であったが、短期的に政局は山部Ⅱ桓武の権力確立への志向を中心に動いたと見る。

〔開学三十周年記念号に寄稿できたことを感謝します。十周年（在職中）・二十周年記念号と本号とで三回寄稿できました。感慨に耐えません。本誌の発展を祈念いたします。二〇一一・一一・一一〕